

参議院議員選挙における合区の公職選挙法改正による解消を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

提出者

福井 竜夫
河内 大輔
角 智子

吉野 和彦
内藤 芳秀
五百川 純寿

森山 裕介
田中 明美

(別紙)

参議院議員選挙における合区の公職選挙法改正による解消を求める意見書

日本国憲法が公布されて以来 70 数年、二院制を採るわが国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の第 24 回参議院議員通常選挙以降、鳥取・島根、徳島・高知は合区による選挙制度となり、これら 4 県が、それぞれの意見を国政に届けられなくなる現実に直面したことは、都道府県間に不平等をもたらし、民主主義国家としてのあり方が問われる憂慮すべき事態である。

平成 27 年改正公職選挙法の附則第 7 条では「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」とし、合区の導入による選挙はあくまで緊急避難措置であったはずのものである。

しかしながら、これまで 3 度の参議院議員通常選挙を経た現在にあっても、抜本的な見直しは遅々として進んでおらず、都道府県間の不平等は放置されたままである。

ついでに、憲法の改正に頼るのではなく、憲法の規定に抵触するおそれのない参議院議員選挙における選挙区選挙の定数増の措置等による格差是正を含め、公職選挙法の改正による合区解消を早急に図るよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

【令和 6 年 7 月 3 日原案可決】